

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第48号

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成28年野田市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウ中「育児休業給付」を「育児休業等給付」に改め、同号ソ中「第8条第1項（同法）」を「第8条第1項（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第12条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。））」に、「特例給付（同法）」を「特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第4条第1号ウの改正規定は、令和7年4月1日から施行する。